

令和6事業年度 北方領土問題対策協会評議員会 議事要旨

1. 日 時

令和7年3月26日（水）10：30～12：00

2. 場 所

独立行政法人北方領土問題対策協会 会議室

3. 出席者

<評議員>

河内評議員、菅原評議員、飯野評議員、石垣評議員

<評議員：オンライン出席>

中園評議員、石川評議員、楠評議員、松本評議員、野潟評議員、濱松評議員

<北対協役職員>

山本理事長、鶴田専務理事、中野監事、東田監事、石川事務局長、
竹内事務所長、佐藤総務課長、坂上上席専門官

4. 議題

(1) 議長の選任について

(2) 北方領土問題対策協会業務説明について

① 令和6年度 業務報告について

一般業務関係 説明：坂上上席専門官

貸付関係 説明：竹内事務所長

② 令和7年度 年度計画（案）について

説明：佐藤総務課長

③ 令和7年度 事業計画（案）について

一般業務関係 説明：坂上上席専門官

佐藤総務課長

貸付関係 説明：竹内事務所長

(3) その他

5. 会議概要

(1) 山本理事長冒頭挨拶

(2) 議長の選任

満場一致で菅原評議員が議長に選任

(3) 議題についての説明

(4) 質疑概要

以下のとおり。

【石川評議員】

まず提案であるが、キャッチコピー及びスピーチコンテストの募集について、最近はチャット GPT などの AI 技術が進んでおり、自身の所属大学では、レポート作成時などに、こういった手段を使用しないよう指導しているところ。

キャッチコピー、スピーチコンテストのいずれも、かなり過去の蓄積があるため、どういったものを作成すれば賞が取れるか分析し、審査員が選びそうなものを作成されてしまう可能性が今後出てくるのではないか。

せっかくの事業を辞めてしまうのはもったいないので、応募時点での AI 技術の使用について、何らか牽制するような方法をとった方がよいのではと思う。

もう一点、情報発信のさらなる強化について、自身も Instagram や X を関心を持って見ているところ。現在のところ、日本語で書かれた投稿しかないため、可能であれば英語と一緒に掲載するようにしてはどうか。日本語と英語を併記することで、海外の方にも見ていただける機会となるのではないか。

【坂上主席】

キャッチコピーについては、過去の受賞作と同じ主旨にならないよう、業者と調整して類似度チェックを実施している。ご提案のあった AI に対する観点については、募集要項に注記するなどしていきたい。

情報発信については、協会としてどこまで海外に向けての発信を行うのかという点が問題となる。当協会の本来業務は国内啓発であり、海外に向けての発信は外務省の所掌となるためである。必要性は理解しているため、どこまでの範囲で実施可能であるのかの線引きについては、今後の課題である。

【石川評議員】

貸付予定表に関連して、現時点において、元島民1世、2世はどのくらいの人数いらっしゃるのか。また、生活資金75人、修学資金165人となっているが、修学資金というのは3世あるいは4世の方のためのものという理解で良いか。

【竹内所長】

概数になるが、元島民1世でご生存の方は昨年時点で5,000人を割った。資格承継の制度があり、それを使用したことにより、融資資格を既にお持ちでない方は令和6年3月末時点で4,700名である。

元島民の方の平均年齢は約90歳と、かなりご高齢であるため、融資を受けられている方は、ほぼいらっしゃらない。

実際のところ、現在は、承継制度を利用し、資格を受け継いだ2世の方が融資を受けられており、そのお子さんの修学資金という事になるため、3世の方の学資金として利用されている状況である。

【野潟評議員】

青少年に対する重点的な事業実施について、事業終了後のフォローアップは行っているのか。

【坂上上席】

協会として、事業実施後のフォローアップについては行っていない。県民大会や県での街頭啓発活動などを通して、県民会議において実施してもらっている。具体的な人数については把握していない。

【野潟評議員】

融資制度について、現在、元島民の人数は5,000人を割っており、融資を受けているような状況にない。資格承継を受けた2世、3世についても、年齢層が高くなっている。元来、融資制度は旧漁業権者法の中での定義として、元島民に対する貸付であり、2世あるいは3世に貸付を行う制度ではないという事は理解している。しかし、このまま行くと、北対協の融資制度そのものが無くなるのではないか。そのことについてどのように考えているか。

【鶴田専務理事】

ご存じの通り、法律については立法府において議論がなされる。北対協としては、現行法の主旨に鑑み、慎重な検討が必要であると考えているところ。あくまでも北対協融資制度の所掌は、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づいており、法に従って業務を遂行していることをご理解いただきたい。

【野潟評議員】

おっしゃる通り、融資制度については法律の中での動きであり、北対協に対して何らか強く要望するものではない。しかし、今後の流れの中で、千島連盟としても、1世が受けられていた融資制度を3世4世は受けることができないとなると、後継者育成の観点からも非常に厳しい状況。少しでも将来に明るい兆しを持ってもらえるように、制度改革に取り組むべく、外務省、内閣府などに働きかけをおこなっているところ。しかしながら、財政状況が厳しいことによるものなのか、法律を盾にとって、千島連盟における後継者に対して、元島民が受けっていた制度を適用することは難しく、国民全体から見てもあまり良くない旨、内閣府から言われている。

既に元島民が活用できる制度ではなくなっていること、本日ここにお集まりの皆様にご理解いただきたくお話しした。

【濱松評議員】

青少年現地視察に参加した後、多くは県民大会等で活動報告を行っているかと思うが、その後の繋がりが感じられない。SNS等で青少年に対する発信を行っていることも承知しているが、ただ見てくれというだけではなく、北対協から当人に向けてイベント等への参加を直接的に呼びかけることはできないのか。

実際に島を間近に見て「近かった」「やはり北方領土は日本の領土なのだ」等と感じたことを、継続的に主体性を持って考え、取り組んでほしい。

【坂上上席】

事業に参加し、実際に島を間近に見るという経験をした青少年の事後活動

をどこまで追えているのかという問題意識は、まさに協会としても持っているところ。しかしながら、事業完了後に、直接、個人的に連絡を取るということは、個人情報保護の観点からは難しい面があり、ジレンマを抱えているところ。

【濱松評議員】

以前はビザなし交流の際、船内でLINE等を利用し、話題の共有を行っていた。これは県の担当範囲なのかもしれないが、北対協から情報さえ流してもらえば、何らか参加したい青少年はいるのではないか。

事業参加者に確認を取った上で、アフターフォローとして情報の提供を行ってほしい。

【坂上上席】

ゼミナールに参加した大学生に対しては、LINEなどでグループを作り、事後も積極的に色々な活動に参加してもらうよう、自主的に連絡を取り合うことを促している。ただ、あくまでも個人的なものであり、自主的な取組となるため、北対協としてどこまで関与できるのか、というところ。

今後の事業運営にあたり、問題意識の一つとして持っていきたいと考えている。

【飯野評議員】

資料2－1で説明のあった、青少年育成事業及び四島交流事業について、質問とご報告を申し上げたい。

今年の2月4日、「北方領土に関する若手議員の会」の意見交換会に参加してきた。四島に行った経験がある方たちが、積極的に活動に参加されていたが、その中で多かった意見が、四島交流事業が停滞しており、新たな四島の情報が得られない中で、自身の持っている知識が依然として最新のものであるということ。また、四島に行った経験のある人が徐々にいなくなってしまうのではないか、という危惧であった。経験と知識を持っている者として、積極的に活動をしなくてはと考えているようであった。しかし、やる気がある一方で、北対協の実施事業や、県民会議の存在知らない状態である。

自身は県民会議や教育者会議を経験してきた身として、近年特に青少年育

成事業に対して充実が図られてきており、結果としても、着実に北方領土に関する素養は身についているように思うし、その人数も増えてきているようを感じる。その素養を持った子たちが、どこで発信する機会を持つのかが問題である。高校生や大学生になって、そのような素養を持っていても、社会の中でそれら知識や経験を發揮する機会がないと、彼ら自身も感じているところ。

自身の周囲では、かつて北方領土問題について学んだ子供たちが、大人になってからも細々とではあるが、継続して事業に参加してくれている。野瀬評議員、濱松評議員からの質問でもあったように、北対協が、継続的な事後活動への取り組みを一本化できるかというと、難しさがあるのかもしれない。あくまで、これは個人的に関わった大人や、立場のある人間の責任であろうと思っているところ。もちろん、北対協の実施事業が中心とはなるが、そこに携わった人たちがオリジナルな形で事業を発展させていくことも必要であると思うので、ぜひ北対協からもご理解とご支援をいただきたい。

一点、次年度計画の「諦めない集い」について、これはどのような形式での開催となるのか。県民会議とは繋がっていない方でも参加できるようなものであるのか。

【坂上上席】

戦後 80 年節目事業「諦めない集い」については、一般向けの事業となる。イメージの一例としては、ショッピングモールの多目的スペースで、ステージイベントやパネル展示、ワークショップなどを開催するというもの。買い物に来た家族連れに気軽に立ち寄ってもらい、北方領土問題を知るきっかけ作りを全国各地で実施したいと考えているところ。県民会議で参加者を募って開催する、というものではない。

以上